

第 3 7 回道州制特区提案検討委員会次第

日時 平成 2 2 年 6 月 3 日（木） 13:30 ～

場所 道庁別館 1 0 階北海道労働委員会会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 前回（第 3 6 回）委員会での審議結果の確認について
- (2) 分野別審議について
- (3) 新規道民提案（追加）について
- (4) 次回（第 3 8 回）委員会について
- (5) その他

3 閉 会

【配付資料】

資料 1 道民提案等の一覧表

資料 2 道民提案の実現手法等に関する整理一覧表（特区提案として検討すべきもの）

資料 3 分野別審議資料

資料 4 道民提案の実現手法等に関する整理一覧表（追加）

第37回北海道道州制特区提案検討委員会委員名簿

【委員】

氏名	現職	備考
五十嵐 智嘉子	(社)北海道総合研究調査会常務理事	副会長
井上 久志	北海道大学大学院経済学研究科教授	会長
河西 邦人	札幌学院大学経営学部経営学科教授	
竹田 恒規	北星学園大学経済学部講師	(欠席)
南部 ムクイアン しず子	光塩学園理事長	
宮田 昌利	(株)サンエス・マネジメント・システムズ代表取締役	(欠席)
湯浅 優子	農業・ファームイン経営	

(50音順)

【事務局】

氏名	役職
山谷 吉宏	北海道総合政策部地域振興監
斎藤 正紀	北海道総合政策部地域主権局広域連携担当局長
本間 研一	北海道総合政策部地域主権局参事
伊藤 徹彦	北海道総合政策部地域主権局参事

道民提案等の一覧表（特区提案として検討すべきもの）

区分	大分類	中分類	小分類	細分類	NO	35回	36回	37回		
(1)	A地域医療	その他	その他	携帯型心電計に関する使用制限緩和	269		○	○		
	C土地利用 規制	土地利用一 般	地方裁量範囲の拡大	農用地の活用	270		○			
				D経済振興 対策	その他	企業誘致等	企業立地促進法に係る地方交付税制度の拡充	271		○
	H地域振興 対策	地方自治の 強化	観光振興	観光客誘致	地域観光の振興	272		○	○	
				役割分担の明確化	道路・河川に係る権限移譲	273		○		
				自治体財政・会計の 改善	地方自治法施行令158条における「寄付金」 取り扱いの特例	274		○		
				市民活動・ボランテ ィア活動の活性化	北海道特定活動法人制度の創設	275	○		○	
					認定NPO法人制度の認定要件	276	○			
					NPOバンク支援	277	○			
				地域活性化	道民に対する優遇措 置	法人税率と贈与税率の特例	278		○	
				その他	ゴールデンウィーク特区	279		○		
					国からの権限・事務移譲	280		○		
					<u>ポストバス</u>	281		○	○	
		国庫補助を受けた公共施設の転用に係る例外	282			○				
	J福祉	福祉	福祉	地域通貨を利用した社会福祉に係る給付	283			○		
	16件	A地域医療	その他	その他	診療看護師の制度化に向けた規制緩和	284			○	
(2)	D経済振興 対策	観光振興	観光客誘致	カジノの振興	54					
				(小樽市への) カジノの設置 (誘致)	215					
	その他	物流・人材移動の活 性化	自由貿易地域指定	69						
			空港の活性化	空港の一括管理	75					
			千歳空港のハブ空港化	221						
3件										
(3)				「特区理学療法士」・「特区作業療法士」資格 の創設	②					
1件										

注1) **太字**は、第35回及び36回検討委員会審議の結果、今後、資料等を調整の上、再度検討を行う予定のもの。

注2) 区分の(1)は「道民提案（新規）案件」、(2)は「道民提案継続審議案件」、(3)は「庁内提案継続案件」。

注3) ~~~~線は前回の第36回検討委員会で審議保留とされ、今回、再度審議を行うもの。

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表【特区提案として検討すべきもの】

大分類 A 地域医療対策

中分類 ＜小分類＞	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号	
			重複 除く								
A その他 ＜その他＞	269 携帯型心電計 に関する使用 制限緩和	<p>携帯型心電計について、ヘルパーや介護員が在宅患者等の第三者に使用できるようにする。</p> <p>その上で、保健所、医療機関、住民を通信ネットワークで結ぶシステムの導入を図ることにより、心臓病の早期発見や適切な治療を行う。</p>	1	1	<p>・ 心臓の健康管理を図るため、自分で簡単に心電図測定ができる「携帯型心電計」が開発され、市販されており、この携帯型心電計で測定したデータを電話回線で送信し、測定結果が心電図となって本人に届けられるシステムも開発されている。</p> <p>・ この「携帯型心電計」は自ら使用することを予定しているものであり、これを他者に対して使用すると、「医行為」である心電図検査にあたりと解されている。</p> <p>・ 「医行為」である心電図検査は、医師、看護師、准看護師、臨床検査技師以外の者は行うことができないとされている。</p> <p>医師： 医業として可能（医師法第17条） 看護師： 診療の補助として可能（保健師助産師看護師法第5条） 臨床検査技師： 厚生労働省令で定める生理学的検査として可能。（臨床検査技師等法施行規則）</p> <p>・ 高齢者介護等の現場で「医行為」にあたるか判断に疑義があった行為について、原則として「<u>医行為ではない</u>」と考えられるものが厚生労働省通知により示されている。（H17年7月26日厚生労働省医政局長通知）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>原則として医行為ではないと考えられるもの ～ 体温測定、血圧測定、軽微な傷の処置、爪切り等</p> </div> <p>（参考～過去の類似提案の検討状況） ○介護福祉士の業務拡大（たんの吸引・経管栄養） ・ 提案内容 在宅介護の現場において、介護福祉士が一定の要件のもとに医行為である「たんの吸引」「経管栄養」を可能にする。 ・ 審議経過 第25回～第28回検討委員会で審議。 看護協会等の了解を得る必要があることなどから、一旦審議終了となった。</p>	心電図検査について医行為に当たらない旨の通知が国より発出されること。	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士が訪問介護等の際に携帯型心電計を使用することにより、心臓病の早期発見・治療等に役立つ可能性がある。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医学的知識及び技術がない者が医行為である心電図検査を行うことにより、健康被害が生じる恐れがある。 		保) 医療薬 務課	3402A	
（第36回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）											
						論点（発言要旨）	対応方向				
						<p>○ 携帯型心電計の使用に限らず、情報通信ネットワークを通じて計測データを医療機関等での診断などに活用する「医療情報ネットワーク」を構築する観点から、検討を深めていってはどうか。</p> <p>○ 医師不足や看護師不足の中で、介護福祉士の業務の拡大という観点で考えることも重要。</p> <p>○ 検討の方向として、①携帯型心電計の使用が医行為ではないようにする、②情報通信ネットワークを活用して地域医療を立て直す「医療特区」的なものを検討する、という方向がある。しかし、②についてはテーマが大きいため検討するには時間がかかる。</p> <p>○ 遠隔診断など医療分野における情報通信ネットワークの仕組みを構築する上で、不都合があれば改善していくという視点で検討してはどうか。</p>	<p>○ 議論を踏まえて、 ①携帯型心電計の使用が医行為ではないようにする ②情報通信ネットワークを活用した地域医療のあり方を検討し、改善点を探る という両面から検討を深めていく。</p>				

大分類 C 土地利用規制

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
				重複 除く						
C 土地利用 一般 〈地方裁 量範囲の 拡大〉	270 農用地の活用	田畑として再生すること が難しい耕作放棄地が多い が、農用地に指定されてい るため、他に転用するのが 難しいケースが多い。 土地の有効活用を促進す るため、市町村にもっと権 限移譲を促進する。	1	1	<p>(農用地区域の指定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農振法に基づき、「農業振興地域」に指定された市町村は、今後10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき地域として「農用地区域」を設定する。農用地区域の設定・変更は市町村の権限となっている。 農用地区域内での農地転用は原則として許可されない。 農地は農業生産の基盤として限られた資源であることから、現況が耕作放棄地等であっても、将来を見据えた農用地としての利用の必要性等を勘案し、市町村においては、農用地区域から安易に除外することは認めていない。 <p>(農振法で定める農用地区域からの除外要件)</p> <p>①他に適当な土地がない ②農用地の集団性や農作業の効率性に支障を及ぼさない ③認定農業者などへの農地集積に支障を及ぼさない ④用排水路などの施設利用に支障を及ぼさない ⑤土地改良事業等が完了してから8年以上経過</p> <p>(農地に係る市町村への権限移譲)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地法に規定する2ha以下の転用許可事務及び農振法の開発行為の許可事務は、地方自治法に基づく条例による事務処理の特例により、道から市町村への権限移譲を進めている。 <ul style="list-style-type: none"> 農地法4条、5条等・・・道内110市町村に移譲済 農振法15条の2・・・道内121市町村に移譲済 <p>(過去の類似提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年3月の第2回道州制特区提案で次のとおり提案 <ul style="list-style-type: none"> 農地法第4条、第5条に係る4haを超える農地の転用の許可権限を農林水産大臣から道知事に移譲。 農地法附則第2項の規定による2haを超え4ha以下の農地の転用に係る道知事許可に係る農林水産大臣への協議の廃止。 <p>農地転用許可制度については、新農地法の施行後5年を目途として、同法の施行状況を勘案して検討する。</p> <p>(対応方針の背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> 提案当時、国では農地法等の改正を予定しており、農地を最大限に有効利用するため、農地利用者の確保・拡大等を図る一方で、農地を確保するため、違反転用に対する処罰強化、都道府県が行う転用許可事務の適切な執行を要求するなどの農地転用規制の厳格化を図る内容の法改正を検討していた。(その後、平成21年6月に法改正) 	<p>農振法(農業振興地域の整備に関する法律)の改正 (農用地区域の除外要件の緩和)</p> <p>農地法の改正(農地転用許可権限の国から道・市町村への移譲)</p>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に即した土地利用の促進が期待される。 農地転用関係事務処理の迅速化が期待される。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業生産の基盤として限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源でもある農地の転用が安易になされる危険性。 	平成20年3月「国土利用の規制権限等の移譲」を提案済	農)	1417C
(第36回提案検討委員会における分野別審議の論点整理)										
						論点(発言要旨)		対応方向		
						<ul style="list-style-type: none"> 北海道にとっての農地は、農業生産基盤であると同時に、観光資源となっているところもあり、景観を保全していくという視点も重要。 農地利用について、市町村への権限移譲が進んでいることは良いが、市町村側でちゃんとしたチェック体制ができていないのか気を付けなければならない。 農地が農業のために有効に使われるように、企業の農業参入への障壁の緩和などを検討してはどうか。 過去の類似提案において、国から「農地転用許可制度については、新農地法の施行後5年を目途として、同法の施行状況を勘案して検討する」との回答が示されており、これをくつがえすには相当強固な提案をしていかなければならない。 地域における農地利用のプロセスについて、既にある仕組みが活発に機能するように、まずは行政レベルで対応すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 過去の類似提案において、国から「農地転用許可制度については、新農地法の施行後5年を目途として、同法の施行状況を勘案して検討する」との回答が示されていることから、本件提案について、本委員会としては、当面取り扱わないこととする。 			

大分類 D 経済振興対策

中分類 ＜小分類＞	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
			1	重複 除く						
D その他 ＜企業誘 致等＞	271 企業立地促進 法に係る地方 交付税制度の 拡充	<p>企業立地促進法による企業立地で、自治体が固定資産税、不動産取得税を減免した場合、3/4を普通交付税で補てんされるが、総務省令により対象業種が指定されており、道内各地域の基本計画における集積業種と一致していない。</p> <p>総務省令による対象業種以外でも道内各地域の基本計画における集積業種を対象に減免した場合、同様に普通交付税で補てんが受けられることができるようにする。</p>	1	1	<p>(企業立地促進法の仕組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年に制定された「企業立地促進法」に基づいて、道と市町村が共同で「基本計画」を策定し(道内では16地域)、基本計画で定めた指定集積業種に該当する事業者が工場等の新增設をし、企業立地計画の承認を受けた場合、税制上の優遇措置を受けることができる。 ①国税(法人税)の優遇措置 機械装置・建物等を取得した場合に、当該設備等について租税特別措置法上の特別償却の対象となる。 対象業種～製造業のうち14業種(繊維、化学、鉄鋼、機械など) 農林水産関連製造業・卸売業12業種 ※H20追加 (食料品、木材、家具、パルプ・紙など) ②地方税(不動産取得税、固定資産税)の優遇措置 土地・建物等を取得した場合に、不動産取得税、固定資産税を減免する。 対象業種～製造業、情報通信業、運輸業、卸売業など ただし、税制上の措置ごとに対象業種及び要件が定められており、基本計画で定めた指定集積業種がすべて優遇措置を受けられるわけではない。 なお、地方自治体が対象業種に対し、不動産取得税、固定資産税を減免した場合(上記②)に、その4分の3が普通地方交付税で補填される。 <p>(過去の類似提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年3月の第2回道州制特区提案で次のとおり提案。 企業立地促進法に基づく権限の移譲として、課税特例及び減取補てんの適用対象業種を道条例で地域が独自に決定できるようにする。 国の対応方針(平成21年3月) 企業立地促進税制等については、将来の道州制の税財政等のあり方に関する議論を踏まえて継続検討する。 <p>(対応方針の背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該提案に係る国と道の協議において、国からは、国税の減取につながる事項を法ではなく条例で定めること、全ての地方公共団体の共有財源である地方交付税を特定の団体の判断で配分されることから、いずれも実現困難であるとの意見が示されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業立地促進法等の改正 (北海道に限っては、基本計画で定めた業種に対し地方税を減免した場合は、すべて普通交付税で補填されるようにする) 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道内の企業立地の促進 市町村財政への寄与 	平成20年3月「企業立地促進法に基づく権限の移譲」として提案済。	経)産業立地課	1404D
(第36回提案検討委員会における分野別審議の論点整理)										
						論点(発言要旨)		対応方向		
						(278「法人税率と贈与税率の特例」と合わせて議論)				
						<ul style="list-style-type: none"> ○ 国と地方との関係を考える上で、税財源や地方交付税のあり方は重要なテーマ。 ○ 企業立地促進税制は、地域の産業政策に関わる問題。しかし、国税は、国全体の税体系の中で議論されるべき問題であり、国の税制改正の動向を見極める必要がある。 ○ 過去の類似提案において、国からは「企業立地促進税制については、将来の道州制の税財政等のあり方に関する議論を踏まえて検討する」との回答が示されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の動向を見極めることとし、本件提案については、本委員会としては、当面取り扱わないこととする。 			

中分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号												
				重複除く																		
D 観光振興 <観光客誘致>	272 地域観光の振興	自然や観光資源の小さな地域で旅行業登録をせずに旅程のあるツアーを組んで募集行為をすると、旅行業法違反となることから、地域が独自にツアーを組み、募集し、集金することを合法的にできるようにする。 また、レンタカーのマイクロバスを使用しての旅客運送ができるようにする。	1	1	<p>(地域独自のツアー)</p> <ul style="list-style-type: none"> 旅行業法では、①報酬を得て、②旅行業務(運送・宿泊サービスの代理・媒介等)をすることを取り扱い、③事業として行う者は、観光庁長官(H20.10~)又は都道府県知事の登録を受けなければならないとされている。 旅行業の登録を受けるには、①営業所ごとに旅行業務取扱管理者の資格者を選任し、②一定の財産的基礎を有することが必要。また、旅行者(消費者)の保護のため、登録後に一定額の営業保証金の供託又は旅行業協会への分担金の納付が義務付けられている。 <p>○ 旅行者(募集・販売・媒介等)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>登録先</th> <th>業務範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種</td> <td>国</td> <td>全ての旅行業務が可能</td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>都道府県</td> <td>海外募集型企画旅行はできない</td> </tr> <tr> <td>第3種</td> <td>都道府県</td> <td>海外募集型企画旅行はできない 国内募集型企画旅行はできない</td> </tr> </tbody> </table> <p>※なお、H19年5月の法改正により、第3種旅行者について、一つの企画旅行ごとに自らの営業所の存する市町村及び隣接する市町村の区域内において実施される募集型企画旅行は取扱い可能となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 旅行者に必要な財産的基礎(基準資産額) 第1種;3,000万円、第2種;700万円、第3種;300万円 ○ 新規に登録した際に法務局に供託する営業保証金(最低額) 第1種;7,000万円、第2種;1,100万円、第3種;300万円(年間の取引の額によって異なる。) 	種別	登録先	業務範囲	第1種	国	全ての旅行業務が可能	第2種	都道府県	海外募集型企画旅行はできない	第3種	都道府県	海外募集型企画旅行はできない 国内募集型企画旅行はできない	旅行業法の改正	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域独自のきめ細かな旅行商品の企画・販売が容易となる。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 旅行業法は、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進のため最低限の規制を行っており、その規制を緩和することは、一般消費者の保護が損なわれるおそれがある。 		経)観光局	1426D
					種別	登録先	業務範囲															
第1種	国	全ての旅行業務が可能																				
第2種	都道府県	海外募集型企画旅行はできない																				
第3種	都道府県	海外募集型企画旅行はできない 国内募集型企画旅行はできない																				
(第36回提案検討委員会における分分野別審議の論点整理)																						
						論点(発言要旨)		対応方向														
						<ul style="list-style-type: none"> ○ 旅行業の資格要件を道独自に緩和して、何か問題が発生したら、北海道観光全体のイメージが傷つくおそれがある。むしろ、資格をもっと厳しくした方が北海道観光のブランド化につながる。 ○ 旅行業の資格要件は経済的基盤で定められており、小規模なものであれば、要件を緩和してもよいのではないか。質を確保する仕組みは、経済的な資格要件と切り離して考えるべき。 ○ 旅行者の安全を確保するための責任ある体制が必要。旅行業務の専門家である旅行者と、地域の宿泊業者などが連携していくべきであり、誰でも旅行業務ができるようになる必要はないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 意見が分かれたことから、本件提案の取り扱いについては、次回(第37回)委員会において決定することとする。 															
					(レンタカーによる旅客運送) 有償で旅客の運送を行う場合、道路運送法第4条に基づき国土交通大臣から一般旅客運送自動車運送業の許可を受けなければならない。 レンタカーを含めて、事業用自動車以外の自動車での有償旅客運送は認められていない。	道路運送法の改正(レンタカーでの有償旅客運送を可能にする)	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 低コストでの旅客運送が可能 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の安全確保がなされない。 サービスの質の低下により、利用者とのトラブル増加の可能性 安全対策等を行っている既存登録業者の経営圧迫 		総政)地域交通課													

大分類 H 地域振興対策

中分類 <小分類>	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
			3	重複 除く 1						
H 地方自治 の強化< 役割分担 の明確化 >	273 道路・河川に 係る権限移譲	<p>中心部で市民団体によるイベントを実施する際に、国道や道道の管轄の違いで対応が違い、とまどった。歩道や河川敷の草刈りをやりたい旨市町村に申し出たが、管轄外なので許可できないと拒否された。</p> <p>こうしたことから、道路・河川の管理に関する権限を市町村に一元化すべき。</p>	3	1	<p>(道路)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道、道道の管理権限の移譲については、道路法第17条第1項で指定市が行うものとされているほか、指定市以外の市については第17条第2項により、道の協議を経て管理を行うことは可能。 ・ しかし、町村については、国道・道道の管理については、歩道の新設等を除き、その管理の移譲を受けることはできない。(過去の類似提案) ・ 平成20年10月の第3回道州制特区提案で次のとおり提案 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">幹線道路である道道と生活道路である町村道を町村が一体的に管理することができるよう、道路法第17条第2項を町村にも適用する。</div> ・ 国の対応方針(平成21年3月) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地方分権改革推進要綱に基づき検討し、全国的に措置(対応方針の背景)</div> ・ 国では、地方分権改革推進委員会の第一次勧告(平成20年5月)を受けた政府の対処方針である地方分権改革推進要綱(平成20年6月)において、「町村について、道路管理の状況等も踏まえ、都道府県道の管理を行うことができるようにする」とこととした。(最近の動き) ・ 国は、本年夏にとりまとめる予定の地域主権戦略大綱(仮称)及び地域主権一括法案(第2次)において、町村が都道府県道の管理を行うことができるよう法改正を行う予定。 <p>(河川)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の管理については、河川法により、一級河川の指定区間外区間は国が、一級河川の指定区間及び二級河川は都道府県が、それぞれ管理を行っている。 ・ 地方分権改革推進委員会が平成20年5月に総理に提出した第1次勧告において、「一つの都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の直轄区間については、従前の管理水準を維持するため財源等に関して必要な予算を講じたうえで、原則として都道府県に移管する」ことが勧告されている。 ・ 単一市町村内で水系が完結する二級河川区域に係る移譲は、政令指定都市以外の市町村が河川管理者となることができるようになるには法改正を要するが、今後、市町村からの移譲ニーズを把握する必要がある。 	<p>道路法の改正(町村が道路の管理ができるようにする)</p> <p>河川法の改正(市町村が二級河川の管理ができるようにする)</p>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村が道路や河川を一元管理することにより、維持管理作業の一層の効率化が図られる可能性がある。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財源について使途が限定され、維持管理レベルの運用に際し裁量性が小さく、一元化の効果が発揮できないおそれがある。 ・ 河川については、氾濫した場合、流域全体に甚大な被害が発生する場合も想定されるため、移譲にあたっては移譲前と同等の維持管理ができる技術力・財政的な裏付けが必要。 	<p>平成20年10月「道路の管理権限の町村への移譲」として提案済。</p>	<p>建)</p> <p>道路課 河川課</p>	<p>1408H 1409H 1410H</p>
(第36回提案検討委員会における分野別審議の論点整理)										
						論点(発言要旨)		対応方向		
						(280「国からの権限・事務移譲」と合わせて議論)				
						<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川管理については、市町村単位でなく、流域単位で考えるべき。 ○ 国の出先機関の権限・事務移譲全般まで考えるべきだが、財源や人員など、検討すべき課題が多い。 ○ 道路の管理権限の移譲については、すでに過去に提案し、国からも対応するとの回答を得ていることから、国の動向を見守るべき。 ○ 国の出先機関の権限・事務移譲について、国において本年夏までに方向性を取りまとめるとしており、国の動向を見極めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の出先機関の権限・事務移譲などの動向を見極めることとし、本件提案について、本委員会としては、当面取り扱わないこととする。 			

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
			重複 除く							
H	274 地方自治法施行令第158条における「寄付金」取扱の特例（コンビニでふるさと納税）	<p>コンビニエンスストアでのふるさと納税を可能にする。</p> <p>現在、地方自治法施行令第158条に掲げる普通地方公共団体が私人に委託できる歳入に「寄付金」が入っていないため、コンビニエンスストアでの寄付金の収納ができない。</p> <p>利用者により利便性の高いコンビニエンスストアでの収納を可能にすることで、ふるさと納税への関心を向上させる。</p>	1	1	<p>〈ふるさと納税制度〉</p> <p>平成20年4月に施行された「地方税法等の一部を改正する法律」により、「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを活かすことができるよう、都道府県・市区町村へ5千円を超える額の寄附をした場合、寄附金額から5千円を差し引いた額を、所得税と住民税の合計額から、一定の限度額まで税額控除する「寄附金」税制が創設された。</p> <p>この制度は、全国のどこに居住している人であっても、自分が応援したい市区町村・都道府県を自由に選択して、住民税の一部を納めることができることとなっている。</p> <p>〈地方公共団体が私人に委託できる歳入〉</p> <p>普通公共団体が私人に徴収又は収納の委託することができる歳入は、地方自治法施行令第158条により制限され、「寄附金」（＝ふるさと納税）は委託できないものとなっている。</p> <p>○地方自治法施行令 第五十八条（歳入の徴収又は収納の委託）</p> <p>次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。</p> <p>一 使用料 二 手数料 三 賃貸料 四 物品売払代金 五 貸付金の元利償還金</p> <p>〈コンビニ納税〉</p> <p>平成15年度より地方自治法施行令第158条の2が新設され地方税については、収納事務を私人に委託することが可能となり、コンビニ納税が実現。道でも平成19年度より自動車税の収納事務を道外を含めた主要コンビニにおいて実施している。</p>	地方自治法施行令の改正（私人に収納を委託できる事務に寄附金を追加）	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄附者にとっての利便性が向上（昼夜を問わず寄附金の払い込みが可能、収納事務の取扱機関が大幅に拡大） ・ふるさと納税制度への理解・関心が高まる <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収納に関する手数料やバーコード付与に関する費用などの負担が新たに発生 		総政） 地域づくり支援局	2401H
（第36回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）										
						論点（発言要旨）		対応方向		
						<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治体も寄付金による支援を募り、地域に寄付文化を根付かせるという観点から検討すべき。 ○ 金融機関や郵便局で振り込み可能であれば、コンビニまで広げる必要性は薄いのではないか。 ○ コンビニだけでなく、インターネット上でクレジットで寄付金が出せるようになれば良い。 ○ 費用対効果の問題はあるが、現状でできないものを可能にする仕組みをいかに作っていくかは検討できる。 ○ 寄付した人が自分の寄付金の使い道を指定できるような仕組みができれば、より良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 議論を踏まえて、次回以降、検討委員会で検討を深めていく。 			
						<p>（参考）【コンビニ納税の仕組み】</p> <pre> graph TD Taxpayer((納税者)) -- 納税 --> ConvenienceStore[コンビニ] ConvenienceStore -- 払込み --> CollectionAgent[収納代行業者] CollectionAgent -- 納付 --> Prefecture((道庁)) Prefecture -- 手数料支払 --> CollectionAgent Prefecture -- 納付書送付 --> Taxpayer </pre>				

中分類 ＜小分類＞	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
			1	重複除く						
H 地方自治の強化＜市民活動・ボランティア活動の活性化＞	275 北海道特定活動法人制度の創設	北海道独自の法人組織を制定する。 現在の社団、財団、NPOの区分を無くし、例えば、公共性や非営利活動により、独自性や創造性に対して評価を行い、その評価点の高い法人に「北海道特定活動法人」などの認可を与え、税制、資金確保で優遇する。	1	1	<p>(新しい法人制度の創設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人については、民法第33条により「法律の規定によらなければ成立しない」とされている。 社団法人、財団法人については、公益法人改革により、登記のみで設立できる一般社団・財団法人と、そのうち公益事業を行うものとして民間有識者による委員会の意見に基づき公益性を認定された公益社団・財団法人とがある。 <p>-----</p> <p>(NPO法人(特定非営利活動法人))</p> <ul style="list-style-type: none"> 「特定非営利活動」を行うことを主な目的とし、法人の要件を満たす団体として認証された法人 <p>(NPO法人に対する税制優遇)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人道民税については、法人税法に規定された収益事業を行っていない場合、均等割を免除。 国税については、NPO法人のうち、一定の要件を満たすものとし、国税庁長官の認定を受けたもの(認定NPO法人)に対して、企業等が寄附した場合には、租税特別措置法の定めるところにより、寄附金控除など税制上の特例措置が適用。 	<p>一般社団及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の改正</p> <p>-----</p> <p>特定非営利活動促進法、租税特別措置法の改正</p>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道内の非営利活動の促進につながる可能性がある。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該法人格が国内他地域と異なることによる民法上等の法的基盤整備が困難。 NPO法が対象とする団体の法人格の取得が困難になる。 		総政) 地域主権局	1415H
								環) 道民活動文化振興課		

中分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号	
				重複除く							
<小分類>											
H	276 認定NPO法人制度の認定要件	<p>認定NPO法人制度の認定要件の厳しさが制度の推進を妨げている。</p> <p>NPO法人の大半が認定NPO法人の認定要件であるパブリックサポートテストの5分の1という時限的に緩和された基準であっても満たすことができない。これを理由として認定NPO法人制度の利用を希望しない法人が多数ある。</p> <p>認定NPO法人制度の認定要件を緩和し認定書類の煩雑さを改善することで、NPO活動を発展させる。</p> <p>(パブリックサポートテストの要件を大幅に緩和することと、提出書類を簡素化し他の書類でも代用を可能にするなどの改正をする。)</p>	2	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定非営利活動促進法により、NPO法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（認定NPO法人）に対して、企業等が寄附をした場合には、租税特別措置法の定めるところにより、寄附金控除など税制上の特例措置が適用される。(特定非営利活動促進法第46条の2、租税特別措置法第66条の11の2) ・ 認定NPO法人制度による税制上の特例措置 <ul style="list-style-type: none"> ① 法人の寄附金に対する特例（一般寄附金の損金算入限度額とは別に損金算入が可能） ② 個人の寄附金に対する特例（寄附金控除を適用） ③ 相続人が寄附した相続財産に対する特例（相続税の課税価格の計算に参入しない） ④ 認定NPO法人のみなし寄附金制度（収益事業から収益事業以外に支出した金額を寄附金とみなし、損金算入が可能） ・ 認定NPO法人の要件 <ul style="list-style-type: none"> ① パブリックサポートテスト <ul style="list-style-type: none"> ～実績判定期間（過去5事業年度）の寄附金等収入金額が経常収入金額の5分の1以上を占めていること（小規模団体に対する特例あり） <p>※ 制度発足当初は3分の1以上であったが、15年から5分の1以上に緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 活動対象～会員など特定の者に対する活動が全事業活動の2分の1未満であること ③ 運営組織・経理～役員のうち親族関係のある者が3分の1以下であることなど ④ 事業活動～特定非営利活動に係る事業費が総事業費を8割以上を占めることなど ⑤ 情報公開～事業報告書、役員名簿、資金に関する事項などを閲覧させることなど <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定を受けるための手続きは、申請書に上記の要件を満たしていることを説明する書類を添付して、所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出する。 ・ 道におけるNPO法人認証数1590団体（平成22年3月末現在）のうち、認定NPO法人は2団体のみ。（全国でも134法人、平成22年4月16日現在）このように認定NPO法人数が少ないのは、パブリックサポートテストなど認定要件が厳しいこと、提出書類が煩雑であること、審期間が長いことなどによるものと考えられる。 	<p>租税特別措置法の改正及び施行令の改正（認定NPO法人の要件緩和、認定権限の道への移譲など）</p>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業や個人からNPO法人への寄附が増加し、活動促進に繋がる。 		環 道民文 化振興 課	1413H 1414H	
(第35回提案検討委員会における分野別審議の論点整理)											
						論点（発言要旨）	対応方向				
						<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定NPO法人については、事業型NPO法人が利用しやすくなるようパブリックサポートテストの認定要件を緩和してはどうか。 ○ 地域主権型社会を目指す上で、NPOを育成することは重要。 ○ NPO法人に寄附が集まりやすくして、全国に先駆けて活性化させていくことを、北海道として早く進めるべきである。 ○ 認定NPO法人は国税庁が認定している。税の優遇措置を受けられる社団法人・財団法人の公益認定は北海道の機関である公益認定等審議会で行っている。そこで、これに関連して、次の3つのポイントを提案したい。 <ul style="list-style-type: none"> ①認定NPO法人の認定権限を国税庁から北海道に移す ②認定基準について、北海道に裁量権を与える ③認定NPO法人の税制優遇を公益法人と同程度にする 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提案があった3つのポイントに沿って、次回以降、検討委員会で検討を深めていく。 				

中分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号														
				重複 除く																				
＜小分類＞																								
H	277 NPOバンク 支援	貸金業法における規制のため、NPOバンクの設立、運営が困難になっている。貸金業に関して、指定信用情報機関制度においてNPOバンクを適用除外とする。	1	1	<p>・ いわゆるNPOバンク（以降NPOバンクと呼ぶ）は、市民活動団体や市民が資金を出資し合い、それを原資として一般金融機関が資金提供しにくい社会的事業や課題に対して低金利で融資を行う非営利バンクであり、貸金業の登録を受けているものである。北海道内では、2002年に設立された「北海道NPOバンク」が市民活動団体向けに融資を行っている。</p> <p>（貸金業法の改正の影響）</p> <p>・ 現行の貸金業法では、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用することが可能な場合において、それを使用し、顧客の資力等の調査に努めなければならないとされている。</p> <p>・ 国では、過剰貸付の抑制を目的に、信用情報の適切な管理や全件登録の条件を満たす信用情報機関を指定し、貸金業者が個人の借り手や保証人の総借入残高を把握できる仕組みを整備し、H22年6月から当該機関を使用した資力調査を義務化する予定。</p> <p>・ 平成22年6月までに予定の改正貸金業法完全施行後、NPOバンクの中には、基準を満たせず運営が困難になる事例が発生するものと予想される。</p> <p>・ 影響</p> <p>1) 特例措置済みの事項 必要とされる純資産額（NPOバンクは基準を緩和）</p> <p>2) 特例措置がない事項 貸金業務取扱主任者の設置 指定信用情報機関の利用の義務（個人向け貸付の場合） 役員に貸金業務経験3年以上のものを含むこと</p> <p>※ 貸金業法改正の付帯決議（18年12月）には、「市民活動を支える新たな金融システムを構築する観点から、法施行後2年6月以内に行われる見直しに当たり、非営利で低利の貸付けを行う法人の参入と存続が可能となるよう、法律本則に明記することなど必要な見直しを行うこと」とある。</p> <p>全国的にNPOバンクからの当該事項に係る要望が多く、現在国においてそのあり方を検討中。</p>	<p>貸金業法の一部改正 （NPOバンクの特例措置など）</p>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定信用情報機関制度の適用除外などにより、NPOバンクの運営に要する負担が軽減され、従前どおり一般金融機関が資金提供しにくい社会的事業等への支援が実行されるとともに、新たなNPOバンクの設立が期待される。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 十分な財産的基礎を有しない貸金業者の一部が、NPOバンクとしての登録資格を取得し、生活困窮者に対して過度な貸付けを行う等、悪用されるおそれがある。 制度の適用除外により、NPOバンクから融資を受けた者（個人）には、過剰貸付が生じるおそれがある。 借入者を道内の個人・団体に限定することはできず、他県への転居も制限できない。 		環） 道民活 動文化 振興課	1416H														
（第35回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）																								
						<table border="1"> <thead> <tr> <th>論点（発言要旨）</th> <th>対応方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ NPOバンクについては、サラ金と同じ扱いにしないよう制度の適用除外を提案しているが、本年6月に貸金業法が本格施行されるので早急な対応が必要である。</td> <td>○ 改正貸金業法が6月18日に本格施行されることが決定したところ。</td> </tr> <tr> <td>○ NPOバンクを貸金業法上の要件緩和、適用除外とした場合、貸し倒れの心配が増えるのではないかと。</td> <td>○ 国では、現在、NPOバンク全体を適用除外とする方向で、内閣府令の改正を進めているところ。</td> </tr> <tr> <td>○ NPOバンクは、理事会の中で融資の可否を審査しているため、必ずしも貸付業務の経験者が常勤役員の中にいる必要はない。</td> <td>○ こうしたことから、本件提案については、本委員会としては取り扱わないこととする。</td> </tr> <tr> <td>○ 指定信用情報機関については、登録するのに年間50～100万円ぐらいかかるので、NPOバンクにとっては大きな負担になる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○ NPOバンクについては、国でも貸金業法の見直しを検討しているため、国に先駆けて提案してはどうか。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		論点（発言要旨）	対応方向	○ NPOバンクについては、サラ金と同じ扱いにしないよう制度の適用除外を提案しているが、本年6月に貸金業法が本格施行されるので早急な対応が必要である。	○ 改正貸金業法が6月18日に本格施行されることが決定したところ。	○ NPOバンクを貸金業法上の要件緩和、適用除外とした場合、貸し倒れの心配が増えるのではないかと。	○ 国では、現在、NPOバンク全体を適用除外とする方向で、内閣府令の改正を進めているところ。	○ NPOバンクは、理事会の中で融資の可否を審査しているため、必ずしも貸付業務の経験者が常勤役員の中にいる必要はない。	○ こうしたことから、本件提案については、本委員会としては取り扱わないこととする。	○ 指定信用情報機関については、登録するのに年間50～100万円ぐらいかかるので、NPOバンクにとっては大きな負担になる。		○ NPOバンクについては、国でも貸金業法の見直しを検討しているため、国に先駆けて提案してはどうか。						
論点（発言要旨）	対応方向																							
○ NPOバンクについては、サラ金と同じ扱いにしないよう制度の適用除外を提案しているが、本年6月に貸金業法が本格施行されるので早急な対応が必要である。	○ 改正貸金業法が6月18日に本格施行されることが決定したところ。																							
○ NPOバンクを貸金業法上の要件緩和、適用除外とした場合、貸し倒れの心配が増えるのではないかと。	○ 国では、現在、NPOバンク全体を適用除外とする方向で、内閣府令の改正を進めているところ。																							
○ NPOバンクは、理事会の中で融資の可否を審査しているため、必ずしも貸付業務の経験者が常勤役員の中にいる必要はない。	○ こうしたことから、本件提案については、本委員会としては取り扱わないこととする。																							
○ 指定信用情報機関については、登録するのに年間50～100万円ぐらいかかるので、NPOバンクにとっては大きな負担になる。																								
○ NPOバンクについては、国でも貸金業法の見直しを検討しているため、国に先駆けて提案してはどうか。																								

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
			1	重複除く						
H 地域活性化 〈道民に対する優遇措置〉	278 法人税率と贈与税率の特例	法人税率を減免して、北海道への企業誘致を促進する。 贈与税率を減免して、所得のある高齢者の北海道への移住を促進する。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税である法人税は、法人が得た所得に対して課税される。(株式会社では税率30%) ・ 立地企業に対する税の優遇措置として、企業立地促進法に基づく法人税の軽減、地方税(不動産取得税、固定資産税)の減免がある。 ・ 国税である贈与税は、財産の贈与を受けた者が、贈与された財産の金額に対して課税される。 	法人税法及び相続税法の改正(法人税、贈与税の減免措置)	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人税率の減免は企業の誘致促進につながる。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国税である法人税の税率は、我が国の税体系や諸外国との比較などから決められるものであり、地域ごとに個別に決められるものではない。 ・ 贈与税率の減免については、例えば、住民票だけ北海道に移して、実際は別のところに住む人の贈与税を免除することがあり得るため、国全体の税体系に影響を与える。 		総政)地域主権局	1425H
						論点(発言要旨)		対応方向		
						(271「企業立地促進法に係る地方交付税制度の拡充」と合わせて議論)				
						○ 国税は、国全体の税体系の中で議論されるべき問題であり、国の税制改正の動向を見極める必要がある。		○ 国の税制改正の動向を見極めることとし、本件提案について、本委員会としては、当面取り扱わないこととする。		

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
				重複 除く						
H 地域活性化 〈その他〉 〉	279 ゴールデン ウィーク特 区	6月をゴールデンウィーク特区として、大型連休を設定し、道民の旅行需要を喚起する。 北海道が本州等に比べて爽やかで過ごしやすい6月は祝日は無いが、道内では各種の祭り、イベント（よさこい、北海道神宮例大祭）が行われている。道民の潜在的な行楽需要があるのに、休みがないため参加できない。	1	1	<p>〔過去の類似提案の検討状況〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年10月の第7回提案検討委員会において、庁内提案として「北海道・秋のゴールデンウィーク」（国民の祝日に関する法律第2条を改正し、北海道については条例で別の日に祝日を定め、北海道については秋に連休を設定し、観光業の活性化を図る）の提案があった。 これを受けて、秋の大型連休の設定に関する道民意識調査（平成20年9月）を実施したところ、賛成が35.3%、反対が36.6%とほぼ拮抗しており、「どちらとも言えない」も27.7%となった。反対の理由の52.1%は「意味のある祝日を変更すべきではない」であった。 道民の賛否が拮抗したことから、提案検討委員会としての検討はいったん打ち切った。 <p>〔国の休暇分散化に向けた動き〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 国では、「観光立国推進本部」に「休暇分散化ワーキングチーム」を設置し、休暇分散化について検討を進めており、全国を5ブロックに分けて、ゴールデンウィークの地域別分散（北海道は5月末と6月上旬）と、秋の大型連休を創設するパターン試案を公表した。（H22.3） 国では平成22年度、全国8ヶ所でモデル事業を実施し、効果や課題を検証する予定。 	国民の祝日に関する法律の改正（国民の祝日の休日をずらすことができるようにする）	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道民の道内観光の促進 道内消費の喚起 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道外と祝日が異なる事による経済活動、道民生活などへの影響 道民の賛否はほぼ拮抗しており、円滑な導入を図るには、道民の理解が必要 道民の道内観光は促進されるが、道以外は休日ではなく、経済効果は限定的 		総政） 地域主 権局	4402H
（第36回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）										
						論点（発言要旨）	対応方向			
						○ 国において、休暇分散化の実現に向けて法改正も含めて検討しているところであり、国の動向を見極める必要がある。	○ 国の休暇分散化の実現に向けた動向を見極めることとし、本件提案について、本委員会としては、当面取り扱わないこととする。			

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号							
			1	重複 除く													
H 地域活性化 〈その他〉	280 国からの権限 ・事務移譲	国の事務（自動車登録・車検に係る事務、法務局における事務、公安委員会事務）を北海道に移譲し、総合振興局支部で取り扱えるようにする。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 地方運輸局や法務局などの国の事務の大幅な道への移譲については、国の出先機関の見直しに関連するものであり、国においても、平成20年12月の地方分権改革推進委員会第2次勧告において、出先機関の事務・権限と組織の見直しについて勧告が出されている。 新政権において設置された「地域主権戦略会議」で示された「地域主権戦略の工程表（原口プラン）」では、国の出先機関の改革について、本年夏までに基本的な考え方を取りまとめることとしており、戦略会議では精力的に検討を進めている。 また、全国知事会では、「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」を設置して検討を進めており、本年夏までに検討結果をとりまとめ、戦略会議に提言していく予定。 	<p>国の権限・事務の道への移譲（関係する法律・省令を改正）</p>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の实情に応じた業務の提供ができる 住民の利便性の向上 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道が現在所管していない事務の移譲を受ける際は、それ相当の財源や人材が一体的に道に移譲されることが必要 		総政） 地域主 権局	3405H							
											（第36回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）						
						<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">論点（発言要旨）</th> <th style="width: 50%;">対応方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（273「道路・河川に係る権限移譲」と合わせて議論）</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 国の出先機関の権限・事務移譲全般まで考えるべきだが、財源や人員など、検討すべき課題が多い。 国の出先機関の権限・事務移譲について、国において本年夏までに方向性を取りまとめることとしており、国の動向を見極めるべき。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 国の出先機関の権限・事務移譲などの動向を見極めることとし、本件提案について、本委員会としては、当面取り扱わないこととする。 </td> </tr> </tbody> </table>		論点（発言要旨）	対応方向	（273「道路・河川に係る権限移譲」と合わせて議論）		<ul style="list-style-type: none"> 国の出先機関の権限・事務移譲全般まで考えるべきだが、財源や人員など、検討すべき課題が多い。 国の出先機関の権限・事務移譲について、国において本年夏までに方向性を取りまとめることとしており、国の動向を見極めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 国の出先機関の権限・事務移譲などの動向を見極めることとし、本件提案について、本委員会としては、当面取り扱わないこととする。 				
論点（発言要旨）	対応方向																
（273「道路・河川に係る権限移譲」と合わせて議論）																	
<ul style="list-style-type: none"> 国の出先機関の権限・事務移譲全般まで考えるべきだが、財源や人員など、検討すべき課題が多い。 国の出先機関の権限・事務移譲について、国において本年夏までに方向性を取りまとめることとしており、国の動向を見極めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 国の出先機関の権限・事務移譲などの動向を見極めることとし、本件提案について、本委員会としては、当面取り扱わないこととする。 																

中分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
			1	重複除く						
＜小分類＞										
H	281 ポストバス (過疎地域における自動車 運送の貨客混載)	<p>自動車輸送の貨客混載を認め、過疎地域の足を確保する。</p> <p>日本ではバスに小荷物の運搬を託すことが認められているが、貨物が主のところは旅客を乗せることは認められていない。</p> <p>荷物と人を一緒に運ぶことができれば、過疎地での地域の足を確保することができ、福祉、環境、観光等で様々なメリットが生まれる。具体的には、郵便輸送、宅配便、コンビニのトラック輸送等を想定。</p> <p>なお、スイスやイギリスには「ポストバス」と呼ばれる郵便輸送と旅客輸送を一体化した輸送システムがある。</p>	1	1	<p>(貨客混載について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路運送法により、有償で旅客輸送を行う場合は、一般旅客自動車運送業としての許可を国土交通大臣に受けなければならないとされている。 一方、貨物自動車運送事業者は、災害などの場合を除き、有償で旅客の運送をしてはならないとされている。 <p>(郵便物の輸送について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 郵便物の輸送については、郵便物運送委託法により、専ら郵便物の運送等に使用している車両に、郵便取扱員以外のものを乗せてはならないとされている。 なお、一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができる(他県で事例あり) <p>○道路運送法 (一般旅客自動車運送業の許可) 第四条 一般旅客自動車運送業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 (郵便物等の運送) 第八十二条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができる。 (有償旅客運送の禁止) 第八十三条 貨物自動車運送事業を営む者は、有償で旅客の運送をしてはならない。ただし、災害のため緊急を要するときその他やむを得ない事由がある場合であつて国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。</p> <p>○郵便物運送委託法 (郵便船室等の使用制限) 第十四条 何人も、専ら郵便物の運送等に現に使用している車両、船舶若しくは馬匹又は車室若しくは船室に、郵便物、現に郵便物運送の用に供する物、郵便取扱員及び会社の発行する職務を行うための証明書を所持する者以外の者又は物を乗せてはならない。ただし、当該運送業者がその職員をして職務を行わせるため乗せる場合は、この限りでない。</p>	<p>道路運送法の改正 (貨物自動車による有償旅客輸送を実現)</p> <p>郵便物運送委託法の改正 (郵便自動車による有償旅客輸送を実現)</p>	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 過疎地域など不採算路線における公共交通の確保が可能。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の安全確保がなされない。 貨客同時輸送が可能な新車両の導入にコストがかかる。 事業自体に対する需要が不明。(貨物事業者からの要望は無い) 		総政)地域交通課	1411H
(第36回提案検討委員会における分野別審議の論点整理)										
						論点 (発言要旨)		対応方向		
						○ 郵便車や宅配便など小型の車両で旅客を運ぶことができれば、過疎地などでニーズがあるのではないか。安全に旅客を運ぶためにいろいろと条件を整える必要があるだろうが、検討すべき。	○ 事務局において道内の事例調査や日本郵政へのヒアリングなどを行い、次回(第37回)委員会において、本件提案の取り扱いについて決定することとする。			
						○ 旅客混載については、栗山町で実証実験をしたことがあるので、そうした事例も調べるべき。				

中分類 〈小分類〉	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
				重複 除く						
H 地域活性化 化くその他	282 国庫補助を受 けた公共施設 の転用に係る 例外	国庫補助を受けた公共施設を他用途に転用すると補助金を返還させられることから、少子高齢化等当初予想できなかった情勢の変動によるものについては、補助金返還に係る適用除外の措置を設ける。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 国庫補助を受けた施設の転用などに関しては、補助金等適正化法により、各省庁の承認を受けることとしており、その特例として、政令により、各省庁が交付目的や耐用年数等を勘案して定める期間を経過した場合は、この限りではないとしている。 しかし、各省庁において取扱いにばらつきがあったり、用途や相手先が強く制限されているなど、改善を求める声が地方から強く上がっていた。 地方分権改革推進委員会が平成20年5月に提出した第1次勧告を受けて、国は、政府の対処方針である地方分権改革推進要綱（平成20年6月決定）において次のとおり定め、各省庁において、補助対象財産の処分の承認基準の見直しを行った。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>10年を経過した地方公共団体所有の補助対象財産については、原則、報告等で国の承認があったものとみなし、用途・譲渡先を問わず、有償譲渡の場合を除き、国庫納付も求めない。</p> </div> <p>(10年を経過した補助対象施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 10年を経過した補助対象施設については、転用・譲渡等が可能であり、有償譲渡の場合を除き、補助金返還も求められない。 <p>(10年未満である補助対象施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 10年未満である補助対象施設であっても、以下の場合は、転用・譲渡等が可能であり、有償譲渡の場合を除き、補助金返還も求められない。 <p>①市町村合併に伴う財産処分</p> <p>②地域再生法に基づいて市町村が策定する「地域再生計画」に、支援措置として「補助対象施設の有効活用」を記載し、内閣総理大臣の認定を受けたもの（道内5市町村で地域再生計画が認定。うち16市町村で「補助対象施設の有効活用」を記載。）</p> <p>(有償譲渡又は有償貸付の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 有償譲渡又は有償貸付の場合は、残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数）に応じた補助金相当額を国庫に納付することが求められる。 <p>(※ 総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（H20年4月30日総官会第790号）、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について（平成20年4月17日会発第0417001号）、文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準について（平成20年6月16日20文科会第189号）など）</p>	補助金等適正化法及び施行令を改正（財産処分の要件の緩和）	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方自治体の判断により、情勢変化に即応して、公共財産の有効活用が図られる。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当初の設置目的に関わらず、安易な転用や譲渡が可能となり、国の補助金の無駄使いや自治体側の財政規律に緩みにつながるおそれがある。 		総政） 地域主 権局	1406H 4401H

大分類 J 福祉

中分類 ＜小分類＞	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
			1	重複 除く						
J 福祉 ＜福祉＞	283 地域通貨を利用した社会福祉に係る給付	<p>単年度で失効する地域通貨により社会福祉における給付を実施する。</p> <p>現行の社会福祉における給付の問題点としては、法定通貨でサービス事業者に支払われるため、道外に資金流出する。地域通貨で給付することで、資金の流れを把握することができ、効果的な資金配分が可能となる。</p>	1	1	<p>（地域通貨について）</p> <p>地域通貨は、特定の地域コミュニティの中で流通する価値媒体であり、ボランティアや地域活動などの価値を「可視化」して、そうした価値の流通や交換を促進する効果があるとされている。</p> <hr/> <p>（社会福祉に係る各種給付制度については、関係法令に基づき、各種サービスや医療が法定給付として行われているところであるが、ここでは生活保護制度について、事実関係等を整理する。）</p> <p>生活保護制度の保護のうち、生活扶助や住宅扶助などは法定通貨による金銭給付を原則とし、医療扶助と介護扶助は医療機関等に委託して行う現物給付を原則としている。</p> <p>生活保護法 第31条 生活扶助は、金銭給付によつて行うものとする。（以下略） 第33条 住宅扶助は、金銭給付によつて行うものとする。（以下略） 第34条 医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。（以下略） 第34条の2 介護扶助は、現物給付によつて行うものとする。（以下略）</p>		<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域経済の活性化に寄与する可能性 		総政） 地域主 権局	3407J
					<p>生活保護法等の改正 （地域通貨による給付を可能にする）</p>	<p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者側のメリットがない。（地域内、道内での使用に限られた地域通貨は、生活保護受給者に対して、必要以上の行動制限を行うことになるのではないかと考えられる。） （単年度で失効する地域通貨とした場合、年度末に給付された地域通貨の使用について不安がある。） （事業実施主体である道や市が地域通貨で支払うためには、サービスなどを行う各事業者からの承諾を得なければならない。） 		保） 総務課		

分野別審議資料
(前回からの継続案件)

○ 携帯型心電計に関する使用制限緩和	-----	1
○ 地域観光の振興	-----	1 4
○ 地方自治法施行令における「寄附金」取扱いの特例	-----	2 3
○ 認定NPO法人制度の認定要件	-----	2 9
○ NPOバンク支援	-----	3 9
○ ポストバス	-----	4 7
○ 国庫補助を受けた公共施設の転用	-----	5 4
○ 地域通貨を利用した社会福祉に係る給付	-----	5 8

携帯型心電計に関する使用制限緩和について

1 携帯型心電計について

- ・ 心臓の健康管理を図るため、自分で簡単に心電図測定ができる「携帯型心電計」が開発され、厚生労働省から医療用具の承認を受け、市販されている。
- ・ この「携帯型心電計」で自分の心電図を測定し、電話回線でデータを送信し、測定結果が心電図になって本人に届けられるというシステムも開発されている。
- ・ この「携帯型心電計」は自ら使用することを予定しているものであり、これを他者に対して使用すると、「医行為」である心電図検査にあたりと解されている。

2 「医行為」について

(医業、医行為とは)

- ・ 医業とは「当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするものでなければ人体に危害を及ぼし、または危害を及ぼすおそれのある行為（医行為）を、反復継続する意思を持って行うこと」と解されている。
- ・ 医師でなければ、医業をなしてはならないとされている。（医師法第17条）

(心電図検査を行うことができる者)

- ・ 医師は、医業として、心電図検査を行うことができる。
- ・ 看護師は、診療の補助として、心電図検査を行うことができる。
（保健師助産師看護師法第5条）
- ・ 臨床検査技師は、厚生労働省令で定める生理学的検査として、心電図検査を行うことができる。（臨床検査技師等法施行規則第1条）

(介護現場等における医行為の解釈)

- ・ 近年の医学・医療機器の進歩や、医療・介護サービスの提供の在り方などを背景に、高齢者介護や障害者介護の現場等において、「医行為」にあたるか判断に疑義が生じることの多い行為で、原則として「医行為」ではないと考えられるものが通知により示されている。（平成17年7月26日厚生労働省医政局長通知）
 - ・ 体温計による体温計測 ・ 自動血圧測定器による血圧測定
 - ・ 軽微な切り傷、擦り傷、やけど等の簡易な処置
 - ・ 爪切り、歯磨き、耳垢の除去 など

(参考)

※ 特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアについて

- ・ 厚生労働省では、有識者による「特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方に関する検討会」を設置し、医行為と解される「口腔内のたんの吸引及び胃ろうによる経管栄養」について、特別養護老人ホームにおいて、医師・看護職員との連携の下で、研修を受けた介護職員が実施することは可能である旨の検討結果を取りまとめた。（平成22年3月26日）
- ・ この検討結果を受けて、厚生労働省では、特別養護老人ホームでの介護職員による口腔内のたんの吸引及び胃ろうによる経管栄養について、標準的手順や条件等を示した通知が発出された。（平成22年4月1日厚生労働省医政局長通知）

■医師法（昭和二十三年七月三十日法律第二百一号）

第十七条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

■保健師助産師看護師法（昭和二十三年七月三十日法律第二百三号）

第五条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

第六条 この法律において「准看護師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定することをを行うことを業とする者をいう。

第三十一条 看護師でない者は、第五条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

2 保健師及び助産師は、前項の規定にかかわらず、第5条に規定する業を行うことができる。

第三十二条 准看護師でない者は、第六条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

第三十七条 保健師、助産師、看護師又は准看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示があつた場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、医薬品について指示をしその他医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当をし、又は助産師がへその緒を切り、浣腸を施しその他助産師の業務に当然に付随する行為をする場合は、この限りでない。

■臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年四月二十三日法律第七十六号）

第二条 この法律で「臨床検査技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床検査技師の名称を用いて、医師又は歯科医師の指示の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とする者をいう。

第二十条の二 臨床検査技師は、保健師助産師看護師法第三十一条第1項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として採血（医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）及び第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とすることができる。

■臨床検査技師等に関する法律施行規則

第一条 臨床検査技師等に関する法律（以下「法」という。）第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。

一 心電図検査（体表誘導によるものに限る。）

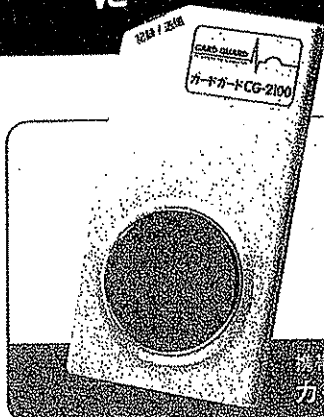
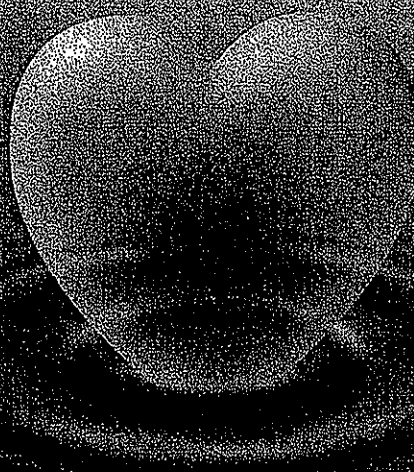
（以下、略）



あなたの心臓 震えていませんか

会員制 ハートケア 心電図サービス のお知らせ

自分の健康は、
自分で守る時代です。
未永く健康を維持するために、
今すぐ、ハートケア心電図サービスに
ご入会ください。



入会された方には、
心電計を無料で貸し出しいたします。

- 手のひらサイズで携帯に便利。
- 時間や場所を選ばず簡単に心電図が測定できます。
- どこからでもハートケアセンターに伝送できます。

※特用小型心電計 心電計CG-2100 寸法:55mm×長さ:105mm×幅:56mm×厚さ:8mm
カート・カート CG-2100 医療器具承認番号:20800BZY00935000

ご自分で簡単にできる心臓の健康管理。
それが、「ハートケア心電図サービス」です。
定期的な心電図検査は、異常の早期発見や病気の未然防止につながります。
「少しは気になるけれど、病院に行くほどでもない」
「心臓の持病があるので、異常があればすぐに察知したい」
そのような場合に、気軽に簡単に測定できる心電図サービスです。
ぜひ、みなさまの健康な暮らしのためにお役立ててください。

心電図測定サービスの流れ



ご自分で
心電図を
測定

定期的に、
または自覚症状があるときに、
時間や場所を選ばずに簡単に
心電図を測定できます。

電話で
データを送信

ハートケアセンターへ電話で
計測データを送信します。
心電計の簡単な操作だけで、
素早く送信できます。

解析結果
を受け取る

センターへ送信したデータは
自動解析システムで分析され、
解析結果がファックスまたは
Eメールで届きます。

●詳しくは裏面をご覧ください。

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の
解釈について（通知）

医師、歯科医師、看護師等の免許を有さない者による医業（歯科医業を含む。以下同じ。）は、医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条その他の関係法規によって禁止されている。ここにいう「医業」とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為（医行為）を、反復継続する意思をもって行うことであると解している。

ある行為が医行為であるか否かについては、個々の行為の態様に応じ個別具体的に判断する必要がある。しかし、近年の疾病構造の変化、国民の間の医療に関する知識の向上、医学・医療機器の進歩、医療・介護サービスの提供の在り方の変化などを背景に、高齢者介護や障害者介護の現場等において、医師、看護師等の免許を有さない者が業として行うことを禁止されている「医行為」の範囲が不必要に拡大解釈されているとの声も聞かれるところである。

このため、医療機関以外の高齢者介護・障害者介護の現場等において判断に疑義が生じることの多い行為であって原則として医行為ではないと考えられるものを別紙の通り列挙したので、医師、看護師等の医療に関する免許を有しない者が行うことが適切か否か判断する際の参考とされたい。

なお、当然のこととして、これらの行為についても、高齢者介護や障害者介護の現場等において安全に行われるべきものであることを申し添える。

